

# エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン

(第3版)

株式会社 エー・アンド・デイ  
規制物質管理委員会



## 1. はじめに

### 1) 目的

本ガイドラインは、エー・アンド・デイグループが国内外の化学物質に関連する法規に基づき、環境負荷物質の排除、削減、管理を行うために、取引先様がエー・アンド・デイグループへ納入される部品・材料および製造時に使用する副資材（以下、納入品という。）に関する化学物質管理について、管理方法を明確にするためのものです。

### 2) 適用するエー・アンド・デイグループ（以下、弊社という。）

本ガイドラインは、次の関係会社にて適用します。

- ・株式会社 エー・アンド・デイ
- ・研精工業 株式会社
- ・リトラ 株式会社
- ・株式会社 オリエンテック

### 3) R o H S 指令に対する弊社の取組み

弊社は、R o H S 指令の適用指示に基づき弊社の製造、販売する製品にR o H S 指令を遵守するための取組みを進めています。尚、R o H S 指令には適用除外カテゴリ及び項目、見直し期限があり、当該指令の改正等に伴う製品の対応は、既存製品及び新製品を含めて順次行う必要があります。

取引先様におきましては、弊社の取組みをご理解の上、ご協力をお願いいたします。

### 4) 用語の定義

化学物質管理で使用される一般的な用語の解釈については、JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）発行「製品含有化学物質ガイドライン」の用語の定義に基づくものとします。

## 5) 環境方針

エー・アンド・デイグループは、次の環境方針に基づき活動しています。

# (株) エー・アンド・デイ 環境方針

## 基本理念

(株) エー・アンド・デイは地球環境の保全が”かけがえのない地球”を守るための人類共通の最重要課題であることを認識し、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮した活動を行なう。

## 方針

(株) エー・アンド・デイは電子計量器、電子医療機器、電子計測器、試験機などの開発・設計・製造を中心とした事業活動を行なうにあたり、以下の方針に基づき環境管理を行なう。

1. 事業活動、製品、サービスにかかわる環境影響を常に認識し、環境汚染の防止活動を推進するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。
2. 環境保全に関する法規、規則、協定等を遵守するとともに、当社の自主基準を定め管理する。
3. 事業活動、製品、サービスにかかわる環境影響項目のうち、特に以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組む。
  - (1) 設計・開発段階において製品の使用電力の低減を図る。
  - (2) 設計・開発段階においてリサイクル困難な材料・部品の使用低減を図るとともに、単位機能あたりの使用材料を低減する。
  - (3) 地球温暖化防止のため電力の低減を図り、省エネルギー化を推進する。
  - (4) 資源を有効活用するため紙の使用低減および、使用済の紙の分別回収を行ないリサイクル化を推進する。
4. この環境方針を推進するため、環境目的および目標を設定するとともに、全部門全従業員が一丸なって取り組む。また定期的にそれらの達成度の評価、見直しを行ない、継続的な改善と向上を図る。
5. この環境方針の達成のため、この方針を組織の全従業員に周知するとともに、協力会社へも知らせ、理解と協力を求める。

——— この環境方針は文書化し、外部からの要求に応じて公開する ———

2016年12月1日

代表取締役社長 森島 泰信

## 2. 関連資料

「エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン 関連資料」に次項に示す資料がありますので、参照願います。

- 1) 環境保全活動評価表
- 2) 製品に含まれる化学物質に関する不使用保証書
- 3) 4M変更時の連絡に関する同意書
- 4) 4M変更の連絡が必要な基準
- 5) 管理物質一覧
- 6) 不使用証明書

## 3. 評価・選定

弊社は、化学物質に関して管理された納入品を購入するために、これまでの品質、納期、コストに加え、化学物質管理について次項の評価・選定を行います。

- 1) 取引先様の化学物質に関する管理状況の評価・選定
- 2) 納入品自体の化学物質に関する評価・選定

## 4. 取引先様への事前提出依頼資料について

取引先様の化学物質管理に関する管理状況の評価の一環として、次項に示す資料について必要事項をご記入の上、弊社購買担当窓口へ提出願います。

### 1) 環境保全活動評価表

既に品質に関する評価を実施した取引先様を含め、化学物質に関する評価を行いますので、取引先様による自己評価の結果をご記入願います。

※ 提出いただいた回答結果をもとに、是正・改善要求が必要な場合は別途ご連絡します。

### 2) 製品に含まれる化学物質に関する不使用保証書

取引先様にて納入品に関する法規制の遵守、化学物質データの確保を保証していただくものです。署名は、責任を有する方へお願いします。

※ この保証書は、保証内容に双方の変更の申し入れがない限り、発行日から自動的に毎年延長するものとします。

### 3) 4M変更時の連絡に関する同意書

取引先様（取引先様への納入業者を含みます。）のご都合により品質、化学物質に関係する変更が生じる場合、弊社に事前連絡をしていただくことに同意していただくものです。

※ 弊社は、問題発生時の原因究明に必要な事項として、弊社の顧客及び関連法規を含む公的機関の要求により変更連絡システムを構築しています。また、変更を行う場合には、顧客の事前承認を得る必要のある事項もありますのでご理解をお願いします。

※ 4Mとは、man（人）、material（原材料）、machine（機械・装置）、method（方法・技術）をいいます。

※ 事前連絡は、「エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン 関連資料」の「4M変更の連絡が必要な基準」に該当する変更が生じる場合とします。連絡は、弊社購買担当へお願いします。

## 5. 不使用証明書の提出依頼について

納入品の化学物質に関する管理の一環として、弊社より提出の依頼がされた場合は、化学物質含有に関する不使用証明書を提出（e-mailによる送信、または送付）していただくようお願いいたします。

また、納品書の化学物質欄が「00」又は「R n」、かつ、備考欄に不使用証明書の管理番号（弊社が規定するもの）の記載が無い場合は、不使用証明書の提出を必須とします。

※「R n」のnは、R o H S規制物質が改定される毎に連番にて管理されます。

### <既存納入品、今後の新規納入品及び変更品の初回発注時の資料提出について>

#### 1) 不使用証明書について

取引先様にて納入品の化学物質管理の根拠となる分析データ等（以下の“3）保管資料”参照）を入手していただき、その内容を確認し、「不使用証明書」に必要事項を記入の上、提出をお願いいたします。

尚、何らかの事由により「不使用証明書」以外の書式にて提出を望まれる場合は、弊社購買担当に申し出ていただくようお願いいたします。

#### 2) 提出の時期について

##### a) 既存納入品

既存納入品につきましては、定期的に提出を依頼しますので、対応をお願いします。

##### b) 新規納入品（仕様変更品、代替品を含む）

新規納入品につきましては、初回納入時期に提出をお願いします。

##### c) 4M変更等で弊社が必要と判断した場合

#### 3) 保管資料

取引先様にて入手又は作成した次項の分析データ等は、取引先様での保管をお願いします。また、分析データ等には、弊社品目コードまたは製造元品番の記載を必須とします。尚、分析データ等の弊社への提出は原則不要としますが、弊社顧客または公的機関からの要求等により弊社担当から提出を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

##### a) A I S : アーティクルインフォメーションシート（成型品用）

※「A I S」: JAMP提供フォームで、次のURLで得ることができます。

(<http://www.jamp-info.com/ais>)

##### b) M S D S plus（化学物質、調剤品用）

※「MSDS plus」: JAMP提供フォームで、次のURLで得ることができます。

(<http://www.jamp-info.com/msds>)

##### c) A I S ・ M S D S plus以外で対応する場合

AIS・MSDS plusの提供が不可能な場合は、次項のいずれかのフォーム

##### ・現在ご使用の取引先様フォーム

現在他の取引先様にて使用されている別のフォームがあるようでしたら、そのフォーム

##### ・個別分析データ（複写可）

材料メーカーの発行データ、公的な分析機関で発行されたデータ、社内分析装置による測定データ等。ただし、これらのデータは、「不使用証明書」の発行に際して過去1年以内に発行されたものに限ります。

## ＜不使用証明書の提出に関する注意事項＞

- ※ RoHS指令において除外の対象になっている場合は、その旨を記載してください。
- ※ 弊社納品書の品目コードと製造元品番が異なる場合は、必ず併記をお願いいたします。
- ※ 弊社の要求を満たしていないことが判明した場合は、是正要求を含め二社間協議を行います。

## 6. 提出された書類、および分析データ等の管理

- 1) 取引先様より提出していただきました含有化学物質に関するデータ情報は、弊社のデータベースに登録して管理します。
- 2) 管理されたデータ情報は、顧客または公的機関の要求により提出する場合がありますので、ご承知置きください。
- 3) その他の情報につきましては、事前取引先様の承諾なしに提出または公開は一切行いません。

## 7. 識別のお願い

弊社受入検査時の検査項目、保管時の混在防止のための識別となりますので可能な限り現品納入時の梱包等に「RoHS対応」等の表記又は表示をお願いします。

## 8. エー・アンド・デイグループの規制対象化学物質の指定

「エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン 関連資料」に掲載されております管理物質一覧を参照願います。

尚、本ガイドラインの管理物質一覧は、関連法規の改正等により適宜更新しますので、最新版は次のURLにて確認をお願いします。

URL <http://www.aandd.co.jp/>

(資材調達情報)

## 9. エー・アンド・デイグループからの製品に関する指示方法

弊社の仕様に基づき製造される部品、材料、ユニット及び製品で化学物質の管理対象となるものについては、次項のように関係書類にて明確にします。

### 1) 図面、仕様書等

“「エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン」に準拠”と表記します。

※ 上記コメントがある場合には、弊社管理物質一覧に掲載された物質を含有しない(または閾値以下である)ことを意味します。

※ 尚、「ADS-QC0054に準拠」と表記されているものについても、管理する物質は“「エー・アンド・デイ グリーン調達ガイドライン」に準拠”と表記されているものと同様となりますのでご注意願います。

### 2) 連絡書等

次項に該当する場合は、連絡書または他の資料により指示することがあります。その際は弊社担当より都度説明をいたします。

a) 図面等で指示できない場合(弊社より指定の副資材の使用を指示する場合を含む)

b) 顧客要求により弊社管理物質一覧以外の化学物質について個別に管理の要求があった場合

#### 10. お問い合わせ先

本ガイドンスに関するお問い合わせにつきましては、お手数ですが御社取引先のエー・アンド・デイグループの購買担当までご連絡をお願いいたします。

#### 11. 本ガイドラインの履歴

2010年 9月20日	第1版を制定
2011年10月25日	第2版を制定
2016年12月 1日	第3版を制定 代表取締役社長名を変更 5. 「00」を「00」又は「Rn」に変更 5. 「※「Rn」のnは、RoHS規制物質が改定される毎に連番にて管理されます。」を追加